

子供の性被害撲滅対策推進協議会 高等学校(説明資料)

全国定時制通信制高等学校長会生徒指導委員会
委員長 原田 能成
(東京都立雪谷高等学校)

調査概要

	学校数	昼間	夜間	昼夜間	通信	その他	課程合計
全国	136	6	103	22	10	2	143

調査期間 平成29年7月11日から8月18日まで

調査項目

- ア 学校情報（課程・学科・クラス数・生徒数等）
- イ スマホ等の利用についての指導
（スマホ等の利用について校内規定等・保護者に対する指導）
- ウ SNSによるトラブル（有無・事例）

スマホ等の利用について 校内規定や指導指針・申し合せ等 (課程数、校数)

	昼間	夜間	昼夜間	通信	その他	合計	校数
有	6	89	22	8	2	127	120
無	0	14	0	2	0	16	16

スマホ等の利用に係る指導に関して、 保護者向けの講演会等 (課程数、校数)

	昼間	夜間	昼夜間	通信	その他	合計	校数
有	1	13	5	0	0	19	18
無	5	90	17	10	2	124	118

SNSによるトラブル (課程数、校数)

	昼間	夜間	昼夜間	通信	その他	合計	校数
有	3	59	21	4	2	89	88
無	3	44	1	6	0	54	48

事例毎の分類

※ 1つの事例で複数の分類にまたがるものもある。

分類	昼間	夜間	昼夜間	通信	その他	合計
悪口や誹謗中傷などの書き込み	2	45	17	2	1	67
ラインなどで仲間外れ	1	7	4	2	0	14
写真等を無断で公開	1	13	12	1	1	28
チェーンメールなどの迷惑メール	0	1	0	0	0	1
I Dの悪用	0	2	2	0	0	4
知り合った者とのトラブル（金銭）	0	1	0	0	0	1
知り合った者とのトラブル（性的）	0	4	1	0	0	5
その他	0	12	3	2	0	17
件数	3	71	30	5	2	111

トラブル発生時の被害者と加害者の関係

		昼間	夜間	昼夜間	通信	その他	合計
被害者	生徒	3	61	28	3	2	97
	外部		4				4
	生徒・外部		1				1
	不明		5	2	2		9
	計	3	71	30	5	2	111
加害者	生徒	3	56	26	5	2	92
	外部		5	2			7
	生徒・外部		3				3
	不明		7	2			9
	計	3	71	30	5	2	111

ネットで知り合った者とのトラブル 【事例】

概要

AがSNSで知り合ったCから交際を求められた。AがCとの交際を断ったことが原因で、AがCから脅迫された。

被害者（生徒）

第2学年の女子生徒A（16歳）は、生活保護世帯の生徒で知的障害が疑われるところがある。

関係者（外部）

友人B（19歳の女性）は、Aの兄が在籍していた知的障害を対象とした生徒が通っている特別支援学校の後輩である。

加害者（外部）

加害者C（自称30歳の男性、他県在住）はSNSでBの知人（Bは元恋人であると言っている）ではあるが、直接面識はない。Cには前科があると警察から情報を得ている。

発覚の経緯

5月上旬、BがCと会う約束をしたが、Bは一人で会うことが不安になり、Cと会うときAに同伴を求めた。BはCに対して、同伴するAの制服姿を含む写真3枚、メールアドレス、電話番号を送った。写真を見てCはAに興味をもち、交際を求めるメールや電話を直接するようになった。そのやりとりの中で、AはCに自宅の住所や部活動の大会のことも知らせてしまった。

その後、SNSでしつこく交際を迫られたAは付き合いづもりがなかったので、SNSで断った。AはCから「俺は元暴力団だ。家まで行くぞ。部活動の大会に乗り込んで危害を加えるぞ。」と脅迫された。Aは怖くなり、Aの兄に相談した。兄からの提案でA、保護者は3人で、地元警察へ相談に行った。

学校の対応

警察から連絡を受けた学校はAに対して、翌日の部活動の大会には参加せず、身の安全を図るように指導した。学校は、警察がCに連絡を取り、部活動の大会に乗り込んで危害を加えるというのは本気ではないことを確認するとともに、Aへのメールや電話をやめることを通告したことについて報告を受けた。

警察からの指導を受けたAの保護者は、念のため当日の夜、Aを含め家族全員で保護者の友人の家に避難した。

学校は落ち着いたところでAを呼び、詳細な経緯を確認するとともに、指導を行った。その後、AのところにCからの連絡などはない。

留意点等

生徒

Aに対して、Cと二度と連絡を取らないこと、Bや今回の事件に関係する友人との付き合い方に注意すること、今後、SNS上での出会いを求めないこと、自分自身の個人情報（写真、住所、電話番号、メールアドレスなど）を掲載しないこと、SNS上で知らない人とのやりとりをしないことなど指導

保護者

今回は被害者であるが、写真や住所などの個人情報を相手に送ってしまったことがトラブルの原因になっていることを丁寧に説明、理解を得るとともに、家庭での指導を依頼

再発防止

全校集会を開き、SNSでのトラブルに巻き込まれないように個人情報を不特定多数の人物が閲覧できるSNSに投稿しないよう指導

学校の対応及び生徒への指導

ア 生徒間のトラブルの場合

詳しく聴き取り、投稿内容等の削除をさせ、加害者に対しては特別指導等を行う。また、加害者が被害者に謝罪を行う機会を設けるなどして、両者の人間関係を再構築する対応を取っている学校が多い。

イ 加害者が特定できない場合

加害者と思われる生徒は特定できたが、当該生徒がその事実を認めない場合は指導が難しい。

ウ 相手を誹謗、中傷する内容を投稿した場合

アと同様の対応をする学校が多数である。中にはスクールカウンセラーによる心のケアを行う学校、「いじめ対策委員会」を組織に、対応する学校もある。

今後の課題

- スマホ等の利用に係る指導に関して、保護者向けの講演会等の実施方法
- 相手を誹謗、中傷する内容等を投稿したSNSによるトラブルの対応方法
- 外部と生徒の間に発生したSNSによるトラブルの対応方法

東京都の取組(例)

- 各校がSNS学校ルールの策定
- 『 SNS東京ノート』 及び
『 「SNS東京ノート」 活用の手引き』 の配布
- 「指導事例集」 の配布
- 「人間と社会」

- セーフティ教室の活用